

親権制限事件及び 児童福祉法に規定する事件の概況

—平成30年1月～12月—

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、平成30年1月から同年12月までの1年間における、全国の家庭裁判所の親権制限事件及び児童福祉法に規定する事件の処理状況について、その概況を取りまとめたものである。

本資料の数値は、司法統計による速報値及び当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。また、各項目別割合は、原則として、小数点以下第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。

本資料上の注意

- (1) 本資料において、「親権制限事件」とは、民法834条の規定による親権喪失の審判事件、同法834条の2の規定による親権停止の審判事件、同法835条の規定による管理権喪失の審判事件及び同法836条の規定による上記各審判の取消事件をいう。
- (2) 親権制限事件について、「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）が施行された平成24年4月から、「親権停止及びその取消し」を計上している。
- (3) 本資料において、「児童福祉法に規定する事件」とは、児童福祉法28条1項の規定による都道府県の措置についての承認の審判事件、同条2項ただし書きの規定による都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件及び同法33条5項の規定による児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判事件をいう。
- (4) 児童福祉法に規定する事件について、「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律第69号）が施行された平成30年4月から、上記児童福祉法33条5項の審判事件並びに同法28条4項及び同条7項の都道府県への勧告件数を計上している。
- (5) 当局実情調査の結果に基づく概数は、申立て時の事件の種類に基づいて集計する司法統計と異なり、終局時の事件の種類に基づいて集計するため、申立ての趣旨の変更などにより、件数が司法統計と一致しないことがある。
- (6) 親権制限事件の事件数は、子を基準（子一人につき1件）としているが、一人の子につき、親権を喪失し、若しくは停止され、又は管理権を喪失する親権者が二人いる場合には、2件となる。

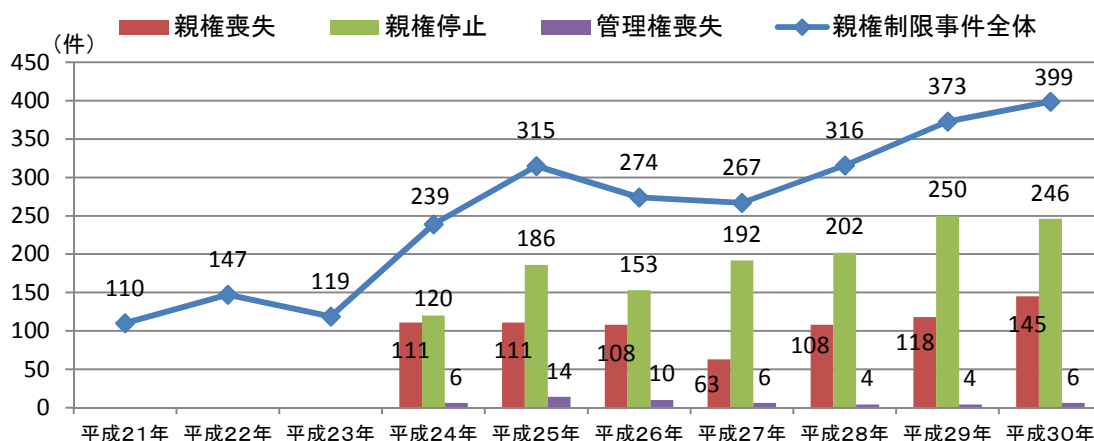
平成31年4月

目 次

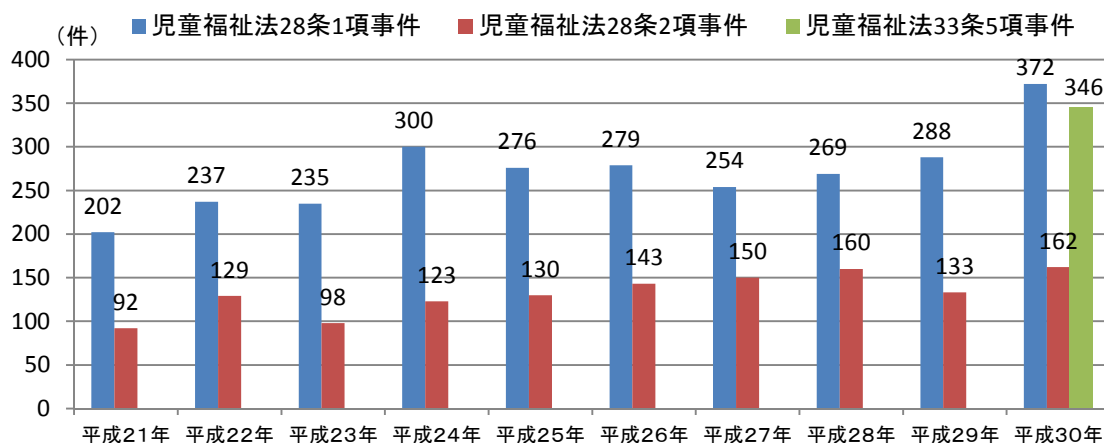
1	新受件数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	既済件数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	終局区分別件数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	子の性別と年齢について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	審理期間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
6	親権制限事件の実情について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
7	児童福祉法に規定する事件の実情について・・・・・・・・	9

1 新受件数について

○親権制限事件の新受件数の推移（平成21年から平成30年まで）



○児童福祉法に規定する事件の新受件数の推移（平成21年から平成30年まで）



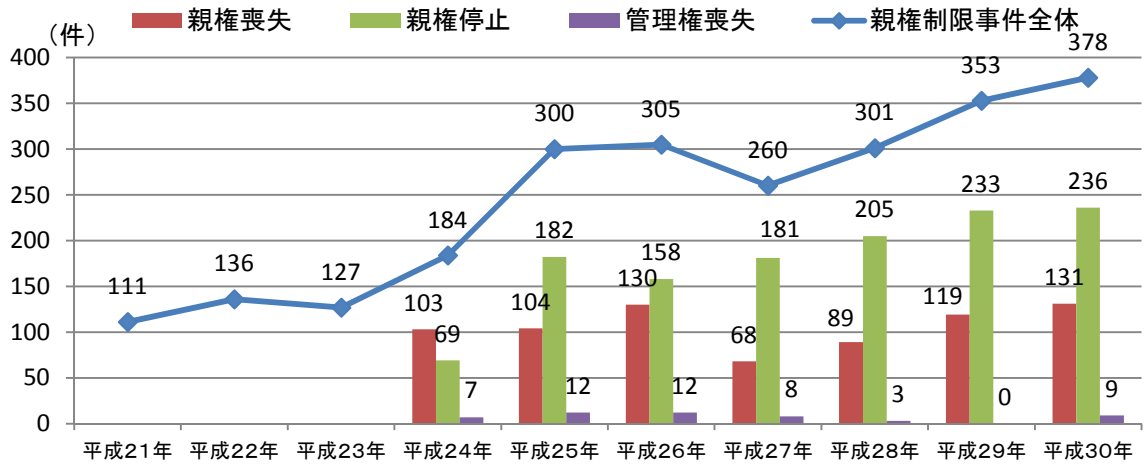
○新受件数一覧（平成21年から平成30年まで）

	親権制限事件			児童福祉法 28条1項 事件	児童福祉法 28条2項 事件	児童福祉法 33条5項 事件	
	合計	うち 親権喪失	うち 親権停止				うち 管理権喪失
平成21年	110	—	—	202	92	—	
平成22年	147	—	—	237	129	—	
平成23年	119	—	—	235	98	—	
平成24年	239	111	120	6	300	123	
平成25年	315	111	186	14	276	130	
平成26年	274	108	153	10	279	143	
平成27年	267	63	192	6	254	150	
平成28年	316	108	202	4	269	160	
平成29年	373	118	250	4	288	133	
平成30年	399	145	246	6	372	162	346

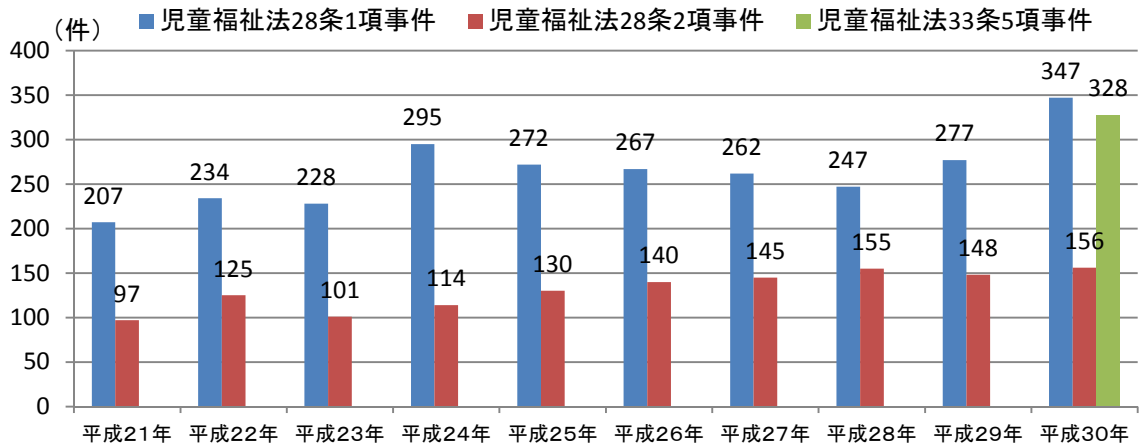
※ 司法統計による。平成30年の数値は速報値である。
 ※ 親権制限事件について、平成23年までは、内訳を把握していない。

2 既済件数について

○親権制限事件の既済件数の推移（平成21年から平成30年まで）



○児童福祉法に規定する事件の既済件数の推移（平成21年から平成30年まで）



○既済件数一覧（平成21年から平成30年まで）

	親権制限事件			児童福祉法 28条1項 事件	児童福祉法 28条2項 事件	児童福祉法 33条5項 事件
	合計	うち 親権喪失	うち 親権停止			
平成21年	111	—	—	207	97	—
平成22年	136	—	—	234	125	—
平成23年	127	—	—	228	101	—
平成24年	184	103	69	295	114	—
平成25年	300	104	182	272	130	—
平成26年	305	130	158	267	140	—
平成27年	260	68	181	262	145	—
平成28年	301	89	205	247	155	—
平成29年	353	119	233	277	148	—
平成30年	378	131	236	347	156	328

※ 司法統計による。平成30年の数値は速報値である。

※ 親権制限事件について、平成23年までは、内訳を把握していない。

3 終局区分別件数について

○親権制限事件の終局区分別件数（平成21年から平成30年まで）（件）

		既済総数	認容	却下	取下げ	その他
平成21年	親権制限事件	111	21	11	74	5
平成22年	親権制限事件	136	16	32	84	4
平成23年	親権制限事件	127	14	25	88	0
平成24年	親権制限事件	184	32	17	129	6
	うち親権喪失	103	17	8	76	2
	うち親権停止	69	14	7	44	4
	うち管理権喪失	7	0	2	5	0
平成25年	親権制限事件	300	92	42	164	2
	うち親権喪失	104	25	6	72	1
	うち親権停止	182	63	29	89	1
	うち管理権喪失	12	3	6	3	0
平成26年	親権制限事件	305	80	49	165	11
	うち親権喪失	130	32	16	75	7
	うち親権停止	158	40	29	85	4
	うち管理権喪失	12	5	2	5	0
平成27年	親権制限事件	260	82	35	140	3
	うち親権喪失	68	21	7	40	0
	うち親権停止	181	58	26	94	3
	うち管理権喪失	8	2	2	4	0
平成28年	親権制限事件	301	111	40	147	3
	うち親権喪失	89	25	13	49	2
	うち親権停止	205	83	25	96	1
	うち管理権喪失	3	3	0	0	0
平成29年	親権制限事件	353	95	57	189	12
	うち親権喪失	119	28	24	63	4
	うち親権停止	233	67	32	126	8
	うち管理権喪失	0	0	0	0	0
平成30年	親権制限事件	378	110	43	211	14
	うち親権喪失	131	28	19	77	7
	うち親権停止	236	79	21	130	6
	うち管理権喪失	9	2	2	4	1

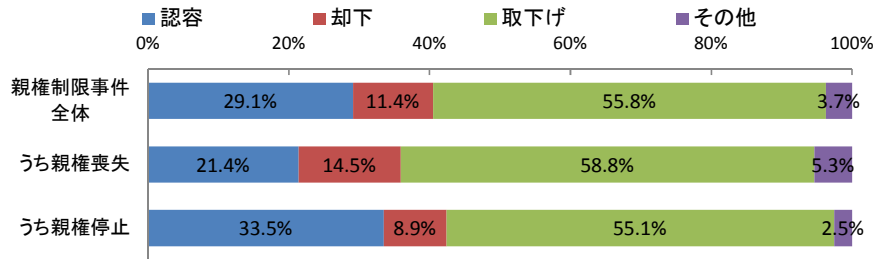
○児童福祉法に規定する事件の終局区分別件数（平成21年から平成30年まで）（件）

		既済総数	認容	却下	取下げ	その他
平成21年	28条1項事件	207	174	4	29	0
	28条2項事件	97	87	2	8	0
平成22年	28条1項事件	234	192	8	32	2
	28条2項事件	125	112	1	10	2
平成23年	28条1項事件	228	183	5	38	2
	28条2項事件	101	96	2	3	0
平成24年	28条1項事件	295	244	9	38	4
	28条2項事件	114	111	0	3	0
平成25年	28条1項事件	272	188	19	62	3
	28条2項事件	130	123	2	4	1
平成26年	28条1項事件	267	211	6	48	2
	28条2項事件	140	135	0	5	0
平成27年	28条1項事件	262	209	8	44	1
	28条2項事件	145	136	0	9	0
平成28年	28条1項事件	247	199	2	44	2
	28条2項事件	155	151	0	4	0
平成29年	28条1項事件	277	207	16	52	2
	28条2項事件	148	145	0	3	0
平成30年	28条1項事件	347	266	7	72	2
	28条2項事件	156	139	2	15	0
	33条5項事件	328	276	11	41	0

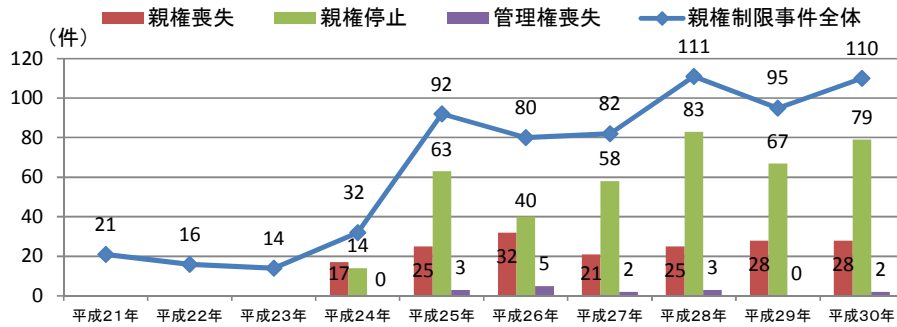
※ 司法統計による。平成30年の数値は速報値である。

※ 終局区分のその他は、移送、当然終了等である。

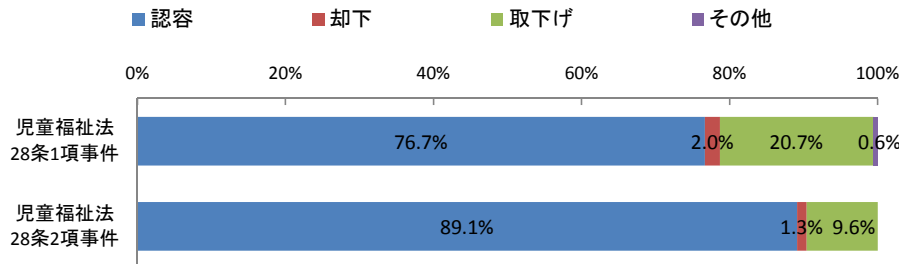
○親権制限事件の終局区分別割合（平成30年）



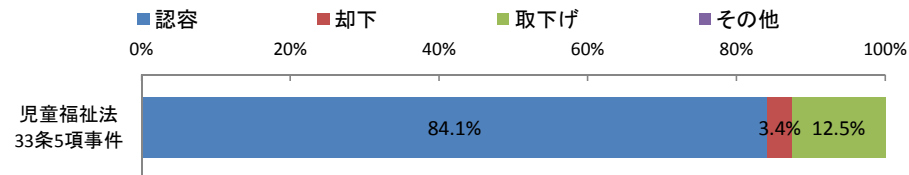
○親権制限事件の認容件数の推移（平成21年から平成30年まで）



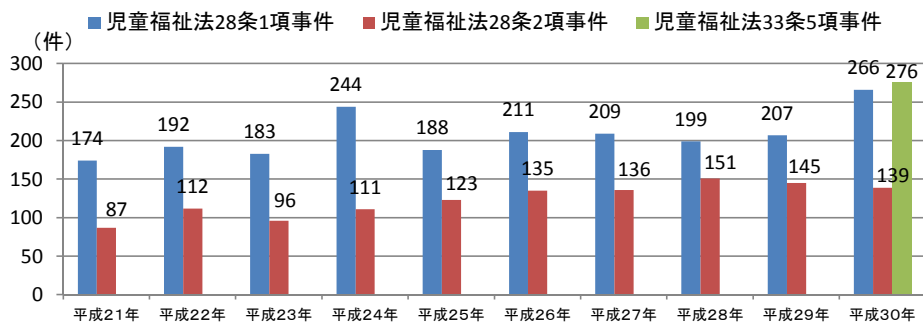
○児童福祉法28条1項及び2項事件の終局区分別割合（平成30年）



○児童福祉法33条5項事件の終局区分別割合（平成30年）



○児童福祉法に規定する事件の認容件数の推移（平成21年から平成30年まで）



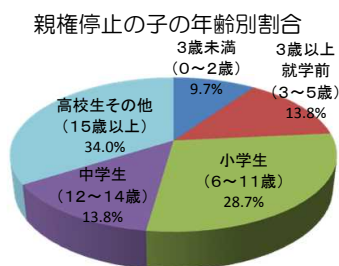
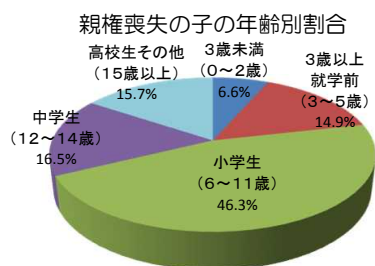
※ 司法統計による。平成30年の数値は速報値である。

※ 終局区分のその他は、移送、当然終了等である。

4 子の性別と年齢について

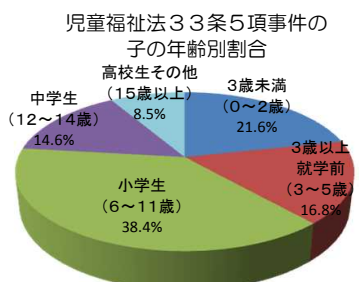
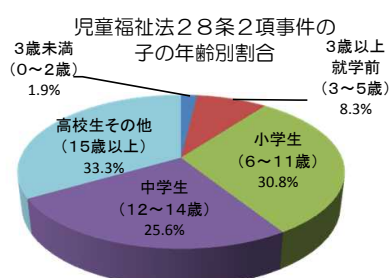
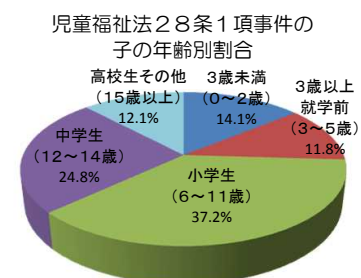
○親権制限事件の子の性別と年齢別件数（平成30年）

	子の数（割合）	3歳未満 0～2歳	3歳以上 就学前 3～5歳	小学生 6～11歳		中学生 12～ 14歳	高校生 その他 15歳 以上		
				6～8歳	9～11歳				
親権 喪失	合計	121 (100.0%)	8	18	56	25	31	20	19
	男子	62 (51.2%)	6	11	33	14	19	7	5
	女子	59 (48.8%)	2	7	23	11	12	13	14
親権 停止	合計	247 (100.0%)	24	34	71	26	45	34	84
	男子	124 (50.2%)	15	18	34	12	22	20	37
	女子	123 (49.8%)	9	16	37	14	23	14	47



○児童福祉法に規定する事件の子の性別と年齢別件数（平成30年）

	子の数（割合）	3歳未満 0～2歳	3歳以上 就学前 3～5歳	小学生 6～11歳		中学生 12～ 14歳	高校生 その他 15歳 以上		
				6～8歳	9～11歳				
児童福祉法 28条1項 事件	合計	347 (100.0%)	49	41	129	55	74	86	42
	男子	173 (49.9%)	28	22	68	25	43	44	11
	女子	174 (50.1%)	21	19	61	30	31	42	31
児童福祉法 28条2項 事件	合計	156 (100.0%)	3	13	48	18	30	40	52
	男子	75 (48.1%)	2	5	19	5	14	21	28
	女子	81 (51.9%)	1	8	29	13	16	19	24
児童福祉法 33条5項 事件	合計	328 (100.0%)	71	55	126	63	63	48	28
	男子	162 (49.4%)	35	34	63	32	31	20	10
	女子	166 (50.6%)	36	21	63	31	32	28	18



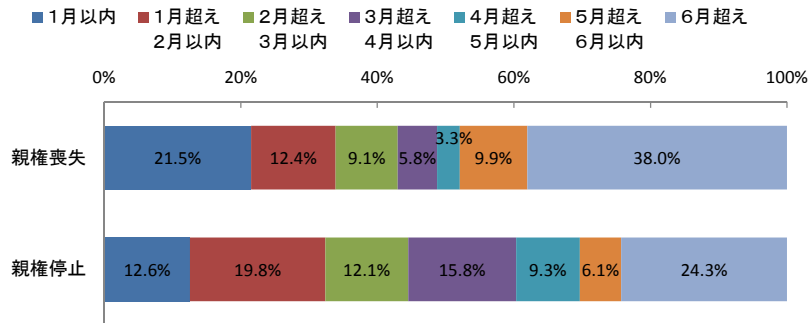
※ 当局実情調査の結果に基づく概数である。

5 審理期間について

○親権制限事件の審理期間別件数（平成30年）

	1月以内	1月超え 2月以内	2月超え 3月以内	3月超え 4月以内	4月超え 5月以内	5月超え 6月以内	6月超え	合計
親権喪失	26	15	11	7	4	12	46	121
親権停止	31	49	30	39	23	15	60	247

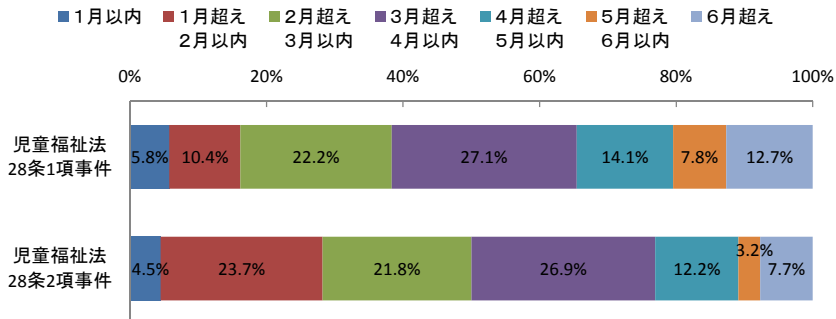
○親権制限事件の審理期間別割合（平成30年）



○児童福祉法28条1項及び2項事件の審理期間別件数（平成30年）

	1月以内	1月超え 2月以内	2月超え 3月以内	3月超え 4月以内	4月超え 5月以内	5月超え 6月以内	6月超え	合計
児童福祉法 28条1項 の事件	20	36	77	94	49	27	44	347
児童福祉法 28条2項 の事件	7	37	34	42	19	5	12	156

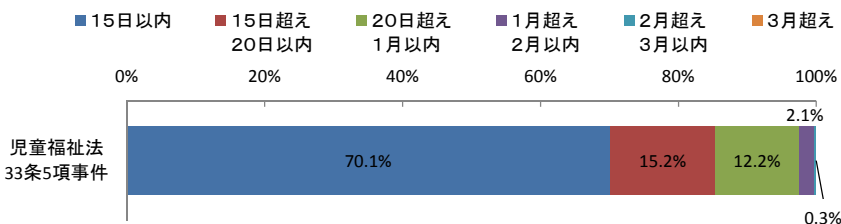
○児童福祉法28条1項及び2項事件の審理期間別割合（平成30年）



○児童福祉法33条5項事件の審理期間別件数（平成30年）

	15日以内	15日超え 20日以内	20日超え 1月以内	1月超え 2月以内	2月超え 3月以内	3月超え	合計
児童福祉法 33条5項 の事件	230	50	40	7	1	0	328

○児童福祉法33条5項事件の審理期間別割合（平成30年）

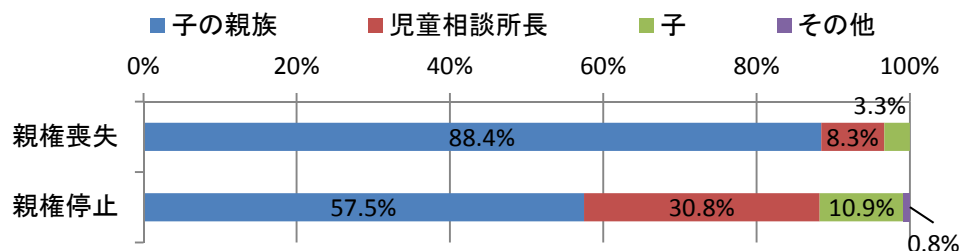


※ 当局実情調査の結果に基づく概数である。

6 親権制限事件の実情について

○申立人の属性（平成30年）

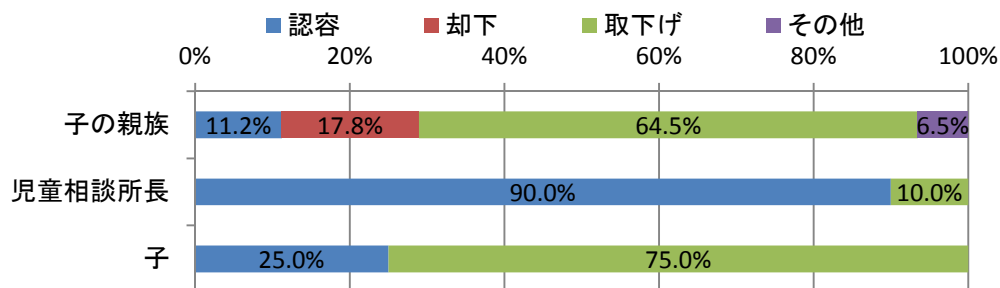
	子の親族	児童相談所長	子	その他	合計
親権喪失	107	10	4	0	121
親権停止	142	76	27	2	247



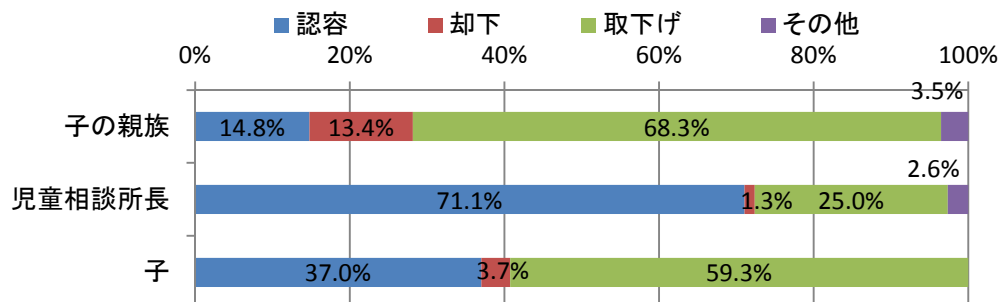
○申立人の属性別終局結果（平成30年）

	申立人の属性	認容	却下	取下げ	その他	合計
親権喪失	子の親族	12	19	69	7	107
	児童相談所長	9	0	1	0	10
	子	1	0	3	0	4
	その他	0	0	0	0	0
親権停止	子の親族	21	19	97	5	142
	児童相談所長	54	1	19	2	76
	子	10	1	16	0	27
	その他	0	0	2	0	2

【親権喪失】



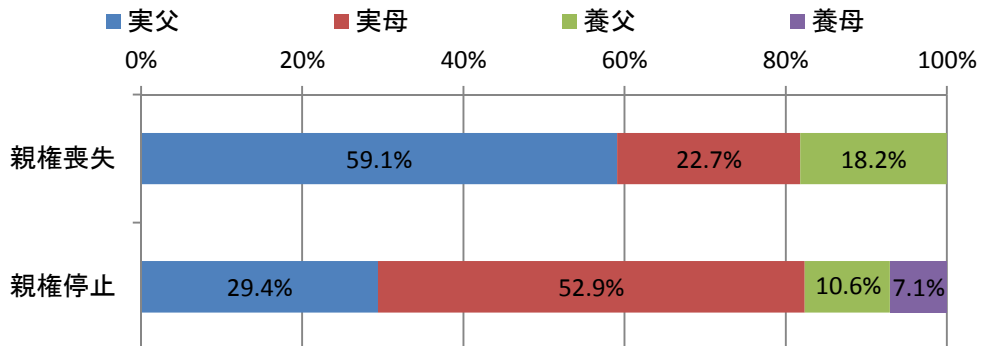
【親権停止】



※ 当局実情調査の結果に基づく概数である。

○認容事案における親権を喪失又は停止された親権者の属性（平成30年）
（人）

	実父	実母	養父	養母
親権喪失	13	5	4	0
親権停止	25	45	9	6

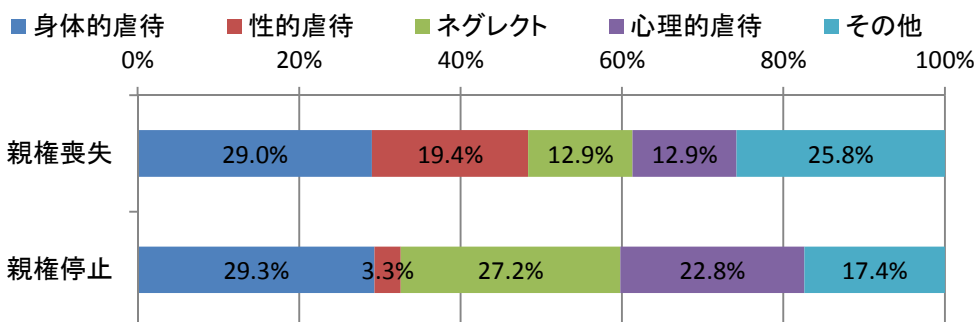


○認容原因（虐待等の態様）（平成30年）
（件）

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	その他
親権喪失	9	6	4	4	8
親権停止	27	3	25	21	16

※ ネグレクトのうち医療ネグレクトを原因とするものは、親権喪失については0件、親権停止については7件であった。

※ 同一事件について、複数の認容原因が存在することがある。

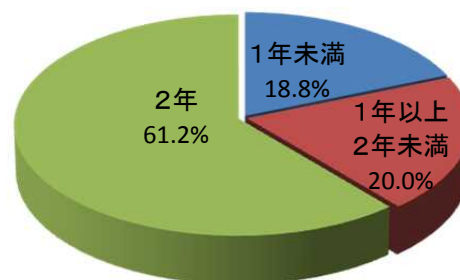


※ その他には、親権者の所在不明等が含まれる。

※ 同一事件について、複数の認容原因が存在する場合がある。

○親権停止期間（平成30年）
（件）

1年未満	1年以上 2年未満	2年
16	17	52



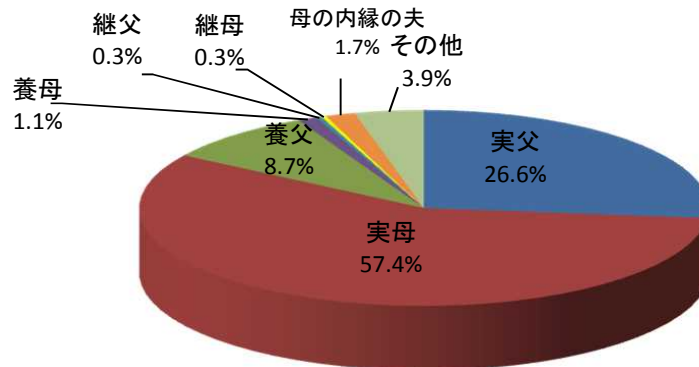
※ 当局実情調査の結果に基づく概数である。

7 児童福祉法に規定する事件の実情について

○児童福祉法28条1項事件の認容事案における虐待者の属性（平成30年）

(人)

実父	実母	養父	養母	継父(母の配偶者)	継母(父の配偶者)	母の内縁の夫	父の内縁の妻	その他
95	205	31	4	1	1	6	0	14

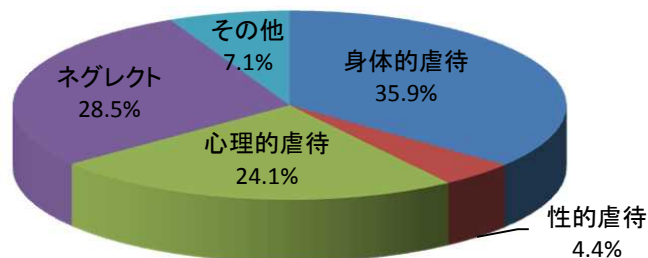


- ※ その他には、祖父母、兄弟姉妹等が含まれる。
- ※ 同一事件について、複数の虐待者が存在する場合がある。

○児童福祉法28条1項事件の認容原因（虐待等の態様）（平成30年）

(件)

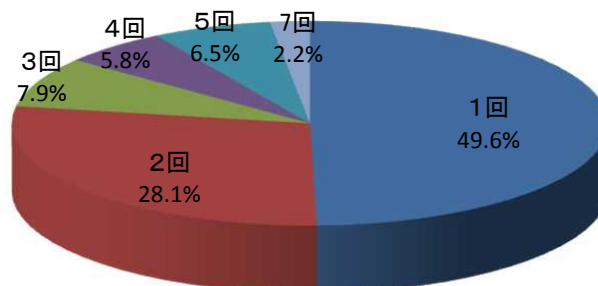
身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	その他
146	18	98	116	29



- ※ その他には、親権者の所在不明等が含まれる。
- ※ 同一事件について、複数の認容原因が存在することがある。

○児童福祉法28条2項事件の認容事案における更新回数（平成30年）

1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	合計
69	39	11	8	9	0	3	139



- ※ 当局実情調査の結果に基づく概数である。

○児童福祉法28条1項及び2項事件における保護者に対する都道府県への勧告
(平成30年)

(件)

	既済件数	うち28条4項 に基づく勧告 (審判前の勧告)
児童福祉法 28条1項事件	347(246)	(1)
児童福祉法 28条2項事件	156(126)	(1)

(件)

	認容件数	うち28条6項 に基づく勧告 (承認の審判時の勧告)
児童福祉法 28条1項事件	266	26
児童福祉法 28条2項事件	139	11

(件)

	却下件数	うち28条7項 に基づく勧告 (却下の審判時の勧告)
児童福祉法 28条1項事件	7(2)	(0)
児童福祉法 28条2項事件	2(0)	(0)

※ 既済、認容及び却下の件数は司法統計によるものであり、速報値である。

※ 勧告件数は、当局実情調査の結果に基づく概数である。

※ 括弧内の件数は、4月から12月の件数であり、当局実情調査の結果に基づく概数である。